

2021年5月16日

新千里東町地域自治協議会  
理事 各位

新千里東町地域自治協議会  
会長 青木 俊浩

## 2020年度 新千里東町地域自治協議会総会 書面表決結果について

向暑の候、皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。  
さて、本年度の総会は書面での議決とし、2021年5月14日必着で代議員の皆さまより書面表決書をご提出いただきました。  
その結果について、下記のとおりご報告いたします。

### 記

## 2020年度 新千里東町地域自治協議会総会 表決結果 総数 28票 提出数 24票

### 議案

第1号議案	2020年度事業・決算報告並びに監事報告	承認する	23	承認しない	0	無記入	1
第2号議案	協議会規約改正案	承認する	23	承認しない	1		
第3号議案	規約別表改正案	承認する	24	承認しない	0		
第4号議案	2021年度事業計画・予算案	承認する	23	承認しない	0	無記入	1
第5号議案	2021年度役員候補案	承認する	24	承認しない	0		

### 結果

すべての議案について、過半数の賛成により可決されました。  
皆様のご協力ありがとうございました。

### 特記事項（意見、質問など）

別紙、回答書のとおり

新千里東町地域自治協議会  
豊中市新千里東町3丁目6-117  
FAX 06-6834-2999

E-mail : e-kyogikai@dk2.so-net.ne.jp  
HP : <https://higashimachi.love/>

## 代議員よりの意見・質問に対する回答書

- 1 5月7日までに提出された質問に対する回答（5月11日に掲示済のものの再掲）  
（いずれも、新千里桜ヶ丘自治会 川原代議員より）

### 質問 1

条文中は「別表」としか記載が無いですが、総会資料では「別表 1」と「別表 2」が添付してございます。「別表 1」と「別表 2」と区分されている理由についてご教示いただけませんかでしょうか。

### 回答 1

ご指摘ありがとうございます。協議会発足時から「別表 1」と「別表 2」となっており、なんの疑いもなく今日に至りました。ご指摘頂いた通り、規約に従い「別表」で統一する方向で進めさせていただきます。

### 質問 2

理事の任期はいつからいつまででしょうか。

### 回答 2

協議会規約第 26 条第 1 項によれば、理事の任期は 1 年であり、再任を妨げない旨は規定されていますが、任期の始期と終期に関する明確な定めはございません。しかしながら、役員を選任が総会の承認事項となっていることを踏まえると、定期総会から定期総会までと考えるのが適切であると現役員では考えております。

しかしながら、各団体における役員を選任時期や就任時期がまちまちであることから、きちんと新理事の方への引継ぎを行って頂く事を前提として、各団体（個人）の事情も考慮しつつ、年度途中での交代も認めているところです。

（役員の変更時期は、早い団体で 2 月、遅い団体では 7 月とバラつきがあります。また、過去に於いて 2 月で役員が交代し、3 月より新理事が来られた事もございました。）

### 質問 3

新千里東町地域自治協議会規約運用内規にて、4 と 5 で公募代議員と公募理事の承認機関が異なっているようです。

どちらが正しいのでしょうか。

4・・・定例総会で改選（再任・新任・退任）

5・・・理事会で承認

### 回答 3

公募代議員と公募理事の承認機関は 5 です。

4 は公募理事から選出の役員改選を意図しておりました。（再任の場合は、その都度公募代議員～公募理事のプロセスを経なくてもよいという主旨を意図しておりました。）

きちんと内容整理し、運用内規 4 の修正をさせていただきますと存じます。

### 質問 4

4 月 18 日開催予定の「新旧顔合わせ会（2020 年度は新理事顔合わせ会）」は不開催だったものの、「この時点での 2021 年度理事選任届出が約半数であった事から、提示案とさせていただきます、全理事が出揃った時点で必要に際して補選を行う事で理事会承認を得ました」とございますが、補選はいつ行われたのでしょうか。

また、行われなかった場合、その理由をご教示ください。

#### 回答 4

5月16日に予定されていた総会以降、理事会での補選となります。（規約により、欠員が生じた場合のみ）

#### 質問 5

代議員対象団体と理事会理事対象団体が別表にて規定されておりますが、実態の代議員数と理事数に乖離がある理由についてご教示いただけませんか。

また、未選任団体を対象団体から外さない理由も合わせてご教示いただけますと幸いです。

#### 回答 5

解散など、実体のなくなった団体については、その都度総会での承認を得て削除させて頂いておりますが、単純に未選任の団体に関しては、選任できるメンバーがいらないなど、その都度、年度によっては事情も違うため常に門戸は開くスタンスとさせて頂いておりますので、現在のところ対象団体から外すという事はしておりません。

#### 質問 6

役員候補が公募理事から連続して選出されている実態があると推察しておりますが、例年、団体選出理事からの立候補が無いためと理解してよろしいでしょうか。

#### 回答 6

例年、4月理事会に引き続き新旧顔合わせ会を開催し、再任、公募理事、各団体選出の理事から、新役員を互選で選出していました。しかしながら、昨年4月に開催予定であった新旧顔合わせ会は、コロナウイルスに係る緊急事態宣言の発出の影響で東町会館が使用できなかったため、中止になりました。このため、新任で全く顔を合わせたことのない各団体選出の理事を役員に指名することができなかったため、止むを得ず、再任、公募理事及び各団体選出の理事のうち再任の方から役員を選任したところです。

なお、2019年度以前においても、再任、公募理事、各団体選出の理事から選任としておりましたが、特に新任の各団体選出の理事に役員に就任していただくことを了解してもらうのは難しい状況にありました。

このコロナ禍の中、今後、いかにして新旧理事の顔合わせ会を開催し、新理事の互選を行うか、新任の理事であっても就任しやすい組織運営にできるかが、役員選出における課題だと認識しております。

## 2 表決書に記載のあった意見・質問に対する回答

### 質問・意見 1 (ガールスカウト大阪府第 61 団 福岡代議員より)

〔第 1 号議案 2020 年度事業・決算報告並びに監査報告 及び  
第 4 号議案 2021 年度事業計画・予算案 に対する意見〕

自治会は、本来ボランティアで成り立つものと思っていますので、作成されるチラシ、ホームページにデザイン料を支払うべきではない。

### 回答 1

最近の企業の広報でも、どのようなコンセプトで作成するか（編集企画）とか、注目して貰える広報媒体に仕上げる（デザイン）には費用をかけるが、印刷など単純作業にはできるだけ費用をかけないというのが一般的です。

読んで貰える広報誌を作成するために、デザイン委託料に一定の費用を支払うということに関しては、特に問題はないと考えます。

(以上、2020 年度第 11 回理事会の議事録にも記載している意見への回答に同じ。)

### 質問・意見 2 (東丘校区福祉委員会 上田代議員より)

〔第 2 号議案 協議会規約改正案 に対する意見〕

新型コロナウイルス対応で総会が開催できない場合に限定するべきである。この 2 号案では、毎年の総会に委任状を出さず、書面で表決することが可能となる。総会出席が原則で、出席できなければ委任状、特別な時（総会開催できない時）は書面表決することができるにすべきである。

### 回答 2

昨年の定期総会に関しては、緊急事態宣言が発出され、東町会館の会議室が使用できない状況下であったため、当協議会を監督する豊中市コミュニティー政策課の指導により、急遽、書面開催により議決していただきました。

豊中市コミュニティー政策課から、今後も会場での開催ができない事態の発生が想定されることから、書面開催による議決ができるよう規約を改正することが必要であるとのご意見をいただき、今回、規約の改正を提案したものです。

なお、類似の規定を定めている例として、分譲マンションの管理組合が制定する管理規約のひな型である国土交通省が制定している「マンション標準管理規約」があります。

これによりますと、第 50 条には、次のとおり記載されています。

『（書面又は電磁的方法による決議）

第 50 条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る組合員の承諾については、あらかじめ、組合員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。』

<https://www.mlit.go.jp/common/001202416.pdf> の p19

ここに記載されているとおり、書面又は電磁的方法によらなければならない事態を限定しているものではなく、書面又は電磁的方法による決議ができるのは組合員の全員の承諾があるときとしています。

その趣旨は、会議に出席して、疑問を正し、お互いに意見を開陳することが必要であるとの認識に立っているからです。

規約第 23 条の改正に関しても、上記の認識は変わらず、あくまでも何らかの理由により東町会館又はその他

の会場を確保して総会を開催できない事情がある場合には書面による表決をできる旨を規定するものですので、ご了解ください。（1の質問7に対する回答と同じ）

質問・意見3 （東丘校区福祉委員会 上田代議員より）

〔第5号議案 2021年度役員候補案 に対する意見〕

役員で兼務があり、少数の役員で運営することになっている。

回答3

新年度の役員は、前年度の最後の理事会（4月開催）に引き続き開催する新旧顔合わせの席で互選により選任することになっています。

しかしながら、今年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言が発出されたこともあり、前年度の最後の理事会とこれに引き続く新旧顔合わせが開催できませんでした。また、開催の予定日であった4月18日現在で新年度の理事の選任届が半数に止まっています。

このため、旧年度の役員で協議し、暫定的に決めた役員（案）を提示したものです。

なお、新理事が出揃い、東町会館での理事会の開催が可能になった段階で、役員の補欠選任など、必要な対応をすることとしています。

（以上、2020年度第12回理事会（書面開催）補足に記載した説明に同じ。）

質問・意見4 （ガールスカウト大阪府第61団 福岡代議員より）

〔その他、ご意見等の欄に記入されていたご意見〕

たくさんの資料の作成。このような協議会を運営していくためにはかなりの時間と脳力が要求されると思います。できるだけ簡素化して、だれでも参加できるような形になれば、役員の皆さんの負担も少なくなるのではと、願います。

回答4

当協議会は、活動分野が多岐にわたっていることから、毎回の理事会での議案も多くなっています。

資料は、できるだけ少なくなるように努めていますが、議題の内容をご理解いただき、正しく判断いただくためには、相当な紙数の資料が必要になる場合もあります。（事業の実施に当たっては、皆様方のご協力が必要であり、趣旨・目的、内容、手順などを、皆様方に共通認識として持ってもらい必要もあります。）

また、書面に記載した資料は、記録として、類似の事案が発生したときに参考資料としても活用できるものです。

なお、理事会の議題で使用する資料は、各委員会での検討を経ていますので、各委員会の委員の協力も得て作成しているものであることを、申し添えます。